

公 表 第 3 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年10月24日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

平成27年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

外郭団体の財務に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
47	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>④久留米市土地開発公社と(一財)久留米市開発公社の在り方に関する検討について (一財)久留米市開発公社の在り方に関する検討が平成14年3月に行われてから既に十数年が経過したが、現在まで結論を出せずにいる。その間公社を取り巻く環境は変化し、第三セクターに対する国の対応も変化しているがそれらを踏まえ出来るだけ早期に結論を出し、結論への対応を行う必要がある。</p>	指摘	<p>平成29年度に、市の持続的発展を図る視点から、これまでの議論の経過や結果を踏まえるとともに、全国の動向や時代潮流を捉える中で、両公社がどのようにあるべきか、両公社の特徴や統廃合上の課題について、市と両公社とが共同で考え方の整理を行いました。</p> <p>この中では、課題はあるものの、さらなる経営改善を進めながら、市の発展に寄与する団体であり続けることが必要であること、そして、将来的には、市の政策動向も踏まえ、見直しを行うことを否定するものではないとの結論に至ったところです。</p> <p>なお、公社におきましては、平成30年度の理事会において、検討結果の報告を行うとともに、現段階で両公社の存在を見直す状況にはないことについて了承を得ているところです</p>
144	農政部	みどりの里づくり推進機構	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>7.一般財団法人 みどりの里づくり推進機構</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(3)評価(指摘ないし意見)</p> <p>Ⅱ. 意見</p> <p>①指定管理(非公募)について</p> <p>【意見1】</p> <p>結果として同財団が指定を受ける可能性が高い(あるいは、指定を受けることが適切)かもしれないが、競争原理が働くことにより、更なる施設運営管理の創意工夫の努力が生まれると思われるため、公募を行うことが望まれる。</p>	意見	<p>「道の駅くるめ」につきましては、協議を重ねまして「非公募」での指定管理の更新を行いました。「久留米ふれあい農業公園」については、平成30年度に「公募」での指定管理者候補者の選定を行いました。</p>
229	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>13.公益財団法人 久留米市体育協会</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>④ 固定資産の現物管理が適切に行われていない。</p> <p>久留米市との基本協定書には第4章に備品等を良好な状態に保つように記載されている。別表2に対象となる備品が記載されているが、定期的に現物照合の手続きが実施されていない。備品台帳を整備し資産が現実にあるか、使用していない資産が放置されていないかを確認するために定期的に現物の照合を行うべきである。また、当法人所有の備品についても台帳は整備されているが定期的に現物照合が行われていないので同様に現物照合を行うべきである。</p>	指摘	<p>ご指摘については、2年に1回の現物管理と備品台帳の修正を行うようにしました。</p>